

共謀罪法案

「テロ目的」の記載なし

原案判明 国民監視へ警察権強化

政府が今国会への提出を狙う「共謀罪」法案の原案の内容が、2月28日までにわかりました。「テロ等準備罪」という政府の宣伝に

反し、犯罪の要件には「テロ目的」などの記載は全くありません。

原案では、「共謀罪」の対象犯罪を277に絞り込んでいますが、犯罪実行の計画・合意だけで処罰するも

ので、内心処罰へと国の刑罰権を拡大・大転換する本質に全く変わりありません。

国民の日常的な会話や通信を監視するため、盗聴や内偵など人権侵害性の高い捜査手段が拡大され、警察権が大きく強化されます。

政府は「一般人は対象にならず、従来の共謀罪とは全く別物」などと繰り返し

てきましたが、重大な危険が改めて明らかになりました。

原案は「組織的犯罪集団」の行為を対象としていますが、衆院の予算委員会での質疑でも明らかにされ

「組織的犯罪集団」に性質が改められて明らかになりました。

「準備行為」は処罰の条件で、計画・合意だけで犯罪は成立すると読み取れます。

共謀罪原案のポイント

- 実際に起きていない「犯罪」について2人以上で「話し合い、計画」しただけで犯罪。
- 目的は国連の国際組織犯罪条約の締結のため。
- 犯罪を実行するための「組織的犯罪集団」が対象。
- 現場の下見や資金の調達などの「準備行為」で処罰。
- 実行に着手する前に自首した場合は刑を減免。

を一変させることもあると政府は繰り返し答弁しています。

また原案は、犯罪の計画に関わった者の「いずれか」が「資金又は物品の手配、関係場所の下見その他」の「犯罪を実行するための準備行為」を行ったときに処罰するとしています。「準備行為」をしない者も一網打尽にできる仕組みで、合意だけで処罰する「共謀罪」そのもの。

「準備行為」は処罰の条件で、計画・合意だけで犯罪は成立すると読み取れます。

実行着手前に自首した者の刑の減免を設け、密告を奨励しており、乱用されれば市民の自由に対する脅威になります。 ↓関連の面

共謀罪狙いは国民監視強化

「共謀罪」法案の原案では、過去の法案で「共謀」とされた部分は「計画」に置きかえられました。言葉を交えても、複数人の間での犯罪の決意＝合意、計画の共有を処罰対象とする「共謀罪」の本質に変わりありません。

「共謀」「計画」が犯罪となるには、相談＝謀議が行われただけでは足りず、「合意」の成立が不可欠です。相談

「戦争する国」づくりへ

戦争法・秘密法とセット

したが、犯罪実行の合意に至らなければ共謀罪は成立しません。「合意」が犯罪の核心です。

「合意」とは犯罪の決意の共有であり、まさに内心の事柄です。その処罰に共謀罪の本質があります。

「あのテレビゲームを盗みたい」「あいつを殴ってやりたい」などの「内心の悪い意思」だけでは犯罪にならない、「思っただけ

で処罰しない」というのが、近代刑法の根本原則とされます。それを300近い犯罪について「合意」のみで処罰する。個人の自由と国の刑罰権の関係を大転換する恐るべき法案です。内心の段階で広範に処罰する

「共謀罪」体系は、刑罰権の究極の拡大を意味します。政府は「テロ等準備罪」と名称を変えて法案の提出を狙いますが、法案には「テロ」の文言さえありません。「テロ等準備罪」は看板にすらなっていないのです。

真の狙いはどこにあるのか。犯罪が拡大すれば、その捜査のため警察権、捜査権限が拡大します。犯罪の合意は、内心の事柄であると同時に、法益の侵害の危険は抽象的で、非常に低い段階です。「悪い合意」がどこかにないか、その内実はどのようなものか、それをつかむためには、国民全体を日常的に監視することが不可欠になります。盗聴、盗撮、内偵はもちろん、街頭のテレビカメラの拡充、高性能指向性マイクで街頭の会話までが監視対象になると専門家も警告します。メールやラインも当然、監視の対象です。

共謀罪導入の真の狙いは、警察権の拡大による国民監視の強化です。

海外で戦争するため「権限」をつくらせた安保法制＝戦争法、軍事・外交情報を国民に閉ざす秘密保護法とあわせ、「共謀罪」は国民の抵抗を押さえつけるための道具となる危険があります。まさに「戦争する国」への一環です。(中祖寅)